

医療法人社団愛友会
津田沼中央総合病院
訪問リハビリテーション
運営規程

(介護予防) 訪問リハビリテーション 津田沼中央総合病院 運営規程

第1条 医療法人社団愛友会が開設する津田沼中央総合病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の改善若しくは悪化防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 医療法人社団愛友会 津田沼中央総合病院
- (2) 所在地 : 千葉県習志野市谷津1丁目9番17号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等従業者の職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 従業者の職種及び員数

- | | |
|-------|----------------|
| 医師 | 1名以上 |
| 管理者 | 1名（リハビリテーション科） |
| 理学療法士 | 1名以上 |

作業療法士 1名以上

訪問リハビリテーションに従事する医師、理学療法士等は、病院との兼務している場合もある。

- (2) 医師 医師は、医学的判断に基づき訪問リハビリテーション計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーションについての指示、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行うものとする。
- (3) 管理者 リハビリテーション科 訪問リハビリテーション部門責任者 1名
管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (4) 理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕に基づき、利用者の心身機能の維持回復、及び生活機能の維持向上を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記営業日、営業時間の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成する。また、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- (2) 理学療法士又は作業療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(利用料等その他の費用の額)

第8条

- 1 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によ

るものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割、3割とする。

- 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う場合でも、指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は徴収しない。
- 3 公共交通機関を利用した訓練に伴う交通費や家事動作習得に向けた材料費など、費用に関してはスタッフ分も含め利用者負担とする。
- 4 前項に定める費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 利用者はサービスの利用をキャンセルされる場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、習志野市全域、船橋市（一部本町、宮本、湊町、東船橋、中野木、前原西、前原東、飯山満町、二宮、田喜野井、葉円台、三山、習志野、習志野台）、千葉市（一部花見川区、美浜区）の区域とする。

(相談・苦情処理)

第10条

- 1 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発

生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について理学療法士等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 理学療法士等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第14条 事業所は、必要な訪問リハビリテーションサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計

画に従い、必要な措置を講じる。

- (2) 業務継続計画の具体的な内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う目的に、従業者に対し、業務継続計画についての説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体的拘束等の適正化)

第15条 事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の新進の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第16条 事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 事業者は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げ措置を講じるものとする。

- (1) 職場又は利用者等（家族・関係者含む）において行われる性的な言動・行動又は優越的な関係を背景とした言動・行動による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者に対し周知・啓発する。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知する。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施する。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被

害者への配慮のための取り組みを実施する。

(個人情報の保護)

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 愛友会津田沼中央総合病院が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。

平成28年4月1日（第8条第3項・第4項 補訂）

令和6年6月1日（第5条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18補訂）

令和7年2月17日（第8条2項、第9条補訂）